

# I 計画策定に当たって

## 1 計画の目的

第4期堺市消費者基本計画（以下、「本計画」という。）は「堺市消費生活条例第9条」に基づく消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、令和7（2025）年度に終了する現行計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、時代に即した見直しを行い、後継計画として策定します。

また、消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的に平成24（2012）年12月に制定された「消費者教育の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、同法第10条に基づく「消費者教育推進計画」に相当する内容を記載することで当該計画を含むものとして策定し、堺市、事業者、事業者団体、消費者（市民）、消費者団体がそれぞれの責務と役割を認識して主体的に責任ある行動を取り、互いに協力しながら、安全・安心な消費生活の実現をめざします。

（基本理念）

### 8つの消費者の権利【堺市消費生活条例第2条】

- 1 消費生活において生命、身体及び財産の安全が確保されること
- 2 商品及び役務について自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること
- 3 商品及び役務について不当な取引条件及び取引方法を強制されないこと
- 4 消費生活において個人情報侵害されないこと
- 5 消費生活に関して必要な情報が提供されること
- 6 消費生活に関する教育を受ける機会が提供されること
- 7 消費者施策に意見が反映されること
- 8 消費生活において被害が生じた場合には、適切かつ迅速に救済されること

## 2 計画の位置づけ

本計画は、市が将来にわたって持続可能な都市経営を推進するために取り組むべき方向性を示す「堺市基本計画2030」を上位計画として位置づけ、関連分野における他の行政計画や指針との調和を図り、国（消費者庁）の「第5期消費者基本計画」や大阪府の「大阪府消費者基本計画（第3期）」との整合性を有するものとします。

## 3 計画期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

なお、期間途中においても、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じ、必要な見直しを行います。